

船橋市社会福祉法人認可・社会福祉施設整備等に係る事前協議書の提出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人の設立及び定款の変更（以下「法人の設立等」という。）並びに社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金交付要綱（平成3年11月25日付け厚生省社第409号）に規定する社会福祉施設等（以下「社会福祉施設等」という。）の整備にあたり、適切な法人の設立等及び社会福祉施設等の整備を図るため、事前に提出する協議書について必要な事項を定めるものとする。

(事前協議書の提出期限)

第2条 法人の設立等及び社会福祉施設等の整備をしようとする者は、原則として法人の設立等又は社会福祉施設等の整備をしようとする前年の7月末日までに、社会福祉法人・施設整備等協議書（別記様式）に別表に定めるもののほか市長が必要であると認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する施設整備については、予備相談を行うものとする。

(法人の設立等に係る事前協議)

第3条 事前協議は、法人の設立の必要性及び目的、法人が実施しようとする事業の種類及び規模、法人の資産及び資金、法人の役員等設立又は定款変更に必要な事項について行うものとする。

(社会福祉施設等に係る事前協議)

第4条 事前協議は、地域需要、土地所有状況、資金計画及び近隣住民同意等又は施設整備に当たっての必要な事項について行うものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。